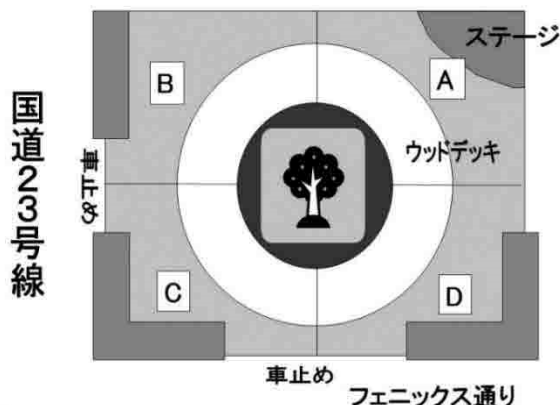


# ●まん中広場の利用について● 令和8年5月1日更新



津市まん中広場は、住民に憩いと集いの場を提供し、住民相互の交流と津市の中心市街地の活性化を目的に設置された広場です



## ●使用について●

使用許可申請	販売活動、物を置いて場所を占有する、または大人数で広場を占拠する場合は、 <b>使用許可が必要</b> となるため、許可申請書を提出する 飲食店の営業など、必要な許可または届出等がある場合は各自で手続きを行い、法令等を遵守すること
--------	--

## ●使用料等について●

	全区画使用	一区画使用
施設使用料	100 円/1 時間	25 円/1 時間
	連続使用は最大 7 日間（1 日 24 時間借りる場合のみ）	
予約できる期間	全区画使用の場合、1 年後の同日まで 例）2024 年 5 月 10 日に申請した場合 2025 年 5 月 10 日まで予約可能	一区画使用の場合、3 か月後の同日まで 例）5 月 10 日に申請した場合 8 月 10 日まで 予約可能
設備使用料	電源コンセント（1 口につき 1kw まで） 25 円/1 時間/1 口 区画 A：2 口×3 個 区画 B・C：2 口×1 個 区画 D：2 口×2 個 放送設備（電源コンセント 1 口分使用料含む） 30 円/1 時間	
予約の変更・取消	使用日の前日までに、所定の用紙に記入し、窓口提出する	
使用料の還付	使用日の 20 日前までに還付手続きを完了した場合のみ（設備使用料は還付対象外） ※使用者の責めによらない理由の場合は、期間を過ぎても還付できる場合もある	
申請手続き	津市役所商業振興労政課 059-229-3169 <b>受付時間 平日午前 9 時から午後 4 時まで</b> （土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く）	

## ●施設について●

使用面積	全体 600 m <sup>2</sup> 1 区画 150 m <sup>2</sup> 程度 一般通行人の通路や搬入搬出通路の確保が必要なため、実際使用可能な面積は 4 分の 1 程度
使用時間	24 時間 ※音響等は早朝及び 21 時以降使用不可 (近隣住民への迷惑とならないように音量等の配慮をお願いします)
車の乗り入れ 電源の使用等	ウッドデッキ部分への車の乗り入れは禁止 受付時間（平日午前 9 時から午後 5 時まで）以外の時間に利用する場合は、利用者が受付時間内に管理業者から鍵を借用・返却し施錠・開錠する。

